



島根県報

平成28年7月19日（火）

第2,819号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	3

【訓 令】

職員の任免発令式の一部改正	（人 事 課）	5
---------------	---------	---

告 示**島根県告示第509号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 7月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町熊見121-2、122-3、123-2、144-2、313-1、313-2、333-1、333-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

美郷町熊見123-2、313-2・333-1・333-2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第510号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年 7月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町青原356、356-1、357、358、358-1、359から361まで、361-1から361-3まで、362、362-1、363、363-1、364、364-1、364-2、365、365-1、366、725、725-1、725-2、727-1、728、977、992から997まで、1004、1008から1011まで、1012-4

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津和野町青原356、356-1、357、358、358-1、359から361まで、361-1から361-3まで、362、362-1、363、363-1、364、364-1、364-2、365、365-1、366、725、725-1、725-2、727-1（次の図に示す部分に限る。）、977、992、993、994、996（次の図に示す部分に限る。）、997、1009から1011まで、1012-4

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第511号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年7月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウェルネス中野店 島根県出雲市中野町264-2外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

N T Tファイナンス株式会社 代表取締役 坂井 義清 東京都港区港南一丁目2番70号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
N T Tファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番1号	前田 幸一	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
N T Tファイナンス株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	坂井 義清	平成28年5月6日住所変更 平成28年6月17日代表者変更

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年7月4日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 エ 意見の内容
 オ 意見を述べる理由
- (3) その他
 意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第512号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年 7 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストアウェルネス平田西店 島根県出雲市平田町1614番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

NTTファイナンス株式会社 代表取締役 坂井 義清 東京都港区港南一丁目2番70号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名	備考
NTTファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目2番1号	前田 幸一	

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名	備考
NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号	坂井 義清	平成28年5月6日住所変更 平成28年6月17日代表者変更

(4) 変更の年月日

上記一覧表のとおり

2 届出年月日

平成28年 7 月 4 日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 エ 意見の内容
 オ 意見を述べる理由
- (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

訓 令

島根県訓令第21号

本 庁
地方機関

職員の任免発令式（昭和32年島根県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

平成28年 7 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1のIの2の(1)中「〇号給を給する」を「〇〇職〇級とする
〇号給を給する」に、「〇〇円を給する」を「〇〇職〇級
とする」に改め、同表のIの14の3の(1)中「〇〇職〇級とする
〇〇円を給する」を「〇〇職〇級とする」に改め、同表のIの14の3の(4)
中「1週間当たりの通常の勤務時間を〇〇時間に変更する
給料月額を〇〇円に変更する」を「1週間当たりの通常の勤務時間を〇〇時間に変更する」
に改め、同表のIの22の(3)中「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」を「職員の分限に関する手続及び効果等
に関する条例」に改め、同表のIの25を次のように改める。

25 派遣及び派遣の解除（国の行政機関等への派遣の場合）

(1) 新規に派遣する場合

島根県職員 氏 名

〇〇〇へ派遣を命ずる

期間 年 月 日から

年 月 日まで

（派遣期間中給与は支給しない）

(2) 期間を更新する場合

島根県職員 氏 名

派遣の期間を 年 月 日まで更新する

（更新に係る期間中給与は支給しない）

(3) 派遣を解除する場合

島根県職員 氏 名

〇〇〇への派遣を免ずる

附 則

この訓令は、平成28年 8 月 1 日から施行する。